

第3次荒尾市障がい者計画（素案）及び第5期障がい福祉計画（素案）に関するご意見・ご提案の内容及び対応方針

No	ご意見・ご提案の概要		ご意見に対する市の考え方
1	<p>障がい者計画 第1節 1 障がいを理由とする差別の解消の推進 46 ページ</p> <p>第2節 1 広報啓発活動の推進 50 ページ</p>	<p>聞こえないことに対するの差別がいくつかあります。2年前から障害者差別解消法が施行されています。聞こえない人たちには、本当に手話が必要です。手話は言語です。</p> <p>見た目は分からないぐらい健常者と対等です。</p> <p>聞こえない人たちの聞こえ方はまちまちでそれぞれであり、上手く伝わらないことがあります。苦しむ方が多くいらっしゃいます。</p>	<p>聴覚障がいは外見からでは分かりにくい障がいであるため、「合理的配慮の提供」が必要であることに気づきにくいものです。</p> <p>そのため、聴覚障がい等の障がい特性に応じた手話や身振り、筆談等の視覚的なコミュニケーション手段の必要性や商業施設や交通機関等での字幕アナウンス等の「合理的配慮の提供」に関する情報を、広報紙やホームページ、セミナー等の開催を通じて広く周知する必要があります。</p> <p>また、障がいのある方が、地域でいきいきと暮らすためには、障がいに対する市民の理解や差別の解消が必要となりますので、併せて「障害者差別解消法」の周知及び理解促進に努めてまいります。</p>
2	<p>障がい者計画 第2節 3 コミュニケーション支援の充実 54 ページ</p>	<p>放送が流れる時に電光掲示板で字幕をつけるとか、聞こえない人に対して配慮してほしい。</p> <p>聞こえないのだから対応をどうすればいいかわからないのではなく、手話・身振り・筆談などのコミュニケーション手段があります。</p>	

No	ご意見・ご提案の概要		ご意見に対する市の考え方
3	障がい者計画 第2節 2 ボランティア 活動の推進 53 ページ	様々な分野でのボランティア活動を実施している企業や団体の社会貢献度の公表をしたらどうか。	<p>現在、手話や点字、朗読等の福祉分野のボランティア活動情報については、荒尾市社会福祉協議会が発行する「ボランティア情報」に掲載されておりますので、このような情報発信は、企業や団体のボランティア活動の活性化につながるものと考えております。</p> <p>なお、清掃や花植え等のボランティア活動の情報については、市の広報紙やホームページに掲載しており、環境美化ボランティア等への表彰も行っておりますので、今後もボランティア活動等の社会貢献活動を推進し、豊かな社会の実現に向けて努めてまいります。</p>
4	障がい者計画 第2節 3 コミュニケーション支援の充実 55 ページ	ふれあい福祉センターに手話通訳者の設置をお願いします。	<p>手話通訳者の常設は難しいため、障がい福祉サービスの利用時間においては、センターの職員で対応する体制となっております。</p> <p>なお、個別に手話通訳者を派遣する「手話通訳者派遣事業」による支援が可能ですので、今後も事業の周知及び活用の促進に努めてまいります。</p>

No	ご意見・ご提案の概要		ご意見に対する市の考え方
5	障がい者計画 第3節 1 相談支援体制 の充実 56 ページ	行政協力員への相談・支援体制づくりも必要 ではないか。	<p>行政協力員は、市民に対する行政情報の伝達や市が発行する各種文書の配布等の業務を中心に活動されていますが、市民にとって身近な存在であるため、障がいに関する相談を受けられる場合があると思われま</p> <p>現在、福祉に関する行政機関等とのパイプ役としても活動されている民生委員児童委員の場合は、相談を受けられた時、必要に応じて市にご連絡いただき、市が相談対応しております。行政協力員においても、市に連絡していただいた際には市で対応することとしておりますので、今後も、行政協力員や民生委員児童委員の方々と連携を図ってまいります。</p>
6	障がい者計画 第5節 1 予防及び早期 発見の促進 71 ページ	乳幼児健診の未受診者対策は。保護者個人 への面会交流が必要ではないか。	<p>乳幼児健康診査の未受診者に対しては、電話や訪問等の方法により受診勧奨を実施し受診につなげています。</p> <p>今後も、乳幼児健康診査の受診率向上に取り組んでまいります。</p>

No		ご意見・ご提案の概要	ご意見に対する市の考え方
7	障がい者計画 第6節 1 雇用・就業の 推進 76・77 ページ	就労受け入れへの企業側の体制確立が必要 と思うが。その対策はあるのか。	<p>今回実施した障がい者へのアンケート調査の結果では、障がい者が就労するためには、働く場における周囲の理解が必要であるという回答が多く、受け入れる企業側の理解に対する障がい者の方々の不安が大きいという傾向にあるようです。</p> <p>そのため、企業側に「障害者雇用促進法」における差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供について、理解を深めていただく必要があります。</p> <p>また、平成30年度の新たな障がい福祉サービスとして、障がい者の職場定着を支援する「就労定着支援」サービスが創設され、障がい者の就労に対する福祉的な支援も行っていくことになっています。</p> <p>障がい者の地域での生活を支えていくためには、就労に関する支援は重要ですので、「障害者雇用促進法」の理解促進や障がい福祉サービスによる就労支援の充実に努めてまいります。</p>
8	障がい者計画 第7節 1 建築物の整備 の充実 80 ページ	中央公民館にエレベーターを設置してほしい。	<p>公共施設のあり方については、平成29年3月に公共施設の維持管理等に関する全般的な方針を定めた「荒尾市公共施設等総合管理計画」を策定しています。既存の施設については、できる範囲で利用者に配慮したバリアフリー化に取り組んでいく方針です。</p>

No	ご意見・ご提案の概要		ご意見に対する市の考え方
9	障がい者計画 第7節 障がい者計画1 建築物の整備の充 実 80ページ	荒尾駅をバリアフリー化してほしい。	現在、南新地及び荒尾駅を中心としたまちづくりを検討しており、その中で荒尾駅のバリアフリー化についてもJRと協議を行っています。
10	障がい者計画 第8節 1 防災・防犯対 策の推進 84ページ	ふれあい福祉センターを福祉避難所としてほしい。	ふれあい福祉センターは災害時の指定避難所としており、施設内はバリアフリー化し障がい者用のトイレ等も完備していることから、障がい者の避難に対応できる避難所と考えております。 なお、福祉避難所の確保については、今後検討していきます。
11	障がい者計画	障がい者を見る目は、まだまだ厳しいものがあるようです。	アンケート調査の結果では、障がい者が様々な場面において差別を受けた経験があるとの回答が多く、「障害者差別解消法」を広く周知し浸透していくことが必要です。 市民の障がいに関する理解促進を図る取組を実施し、障がいを理由とする差別の解消を推進していきます。

※障がい福祉計画に対するご意見・ご提案はありませんでした。